

放課後児童支援員の役割及び職務と補助員との関係

○「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。)第10条に規定されている「放課後児童支援員」と「補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者)」の役割及び職務については、現行の放課後児童クラブガイドラインを踏まえるとともに、新たな基準に基づく支援の内容に応じて整理する必要があると考えられる。なお、基準等に記載されている役割や職務等の内容については、以下のとおりである。

現行の放課後児童クラブガイドライン(抄)

【前文(抄)】

「放課後児童クラブ」は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業であり、女性の就労の増加や少子化が進行する中、仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成対策として重要な役割を担っているところである。

○ 放課後児童指導員の役割

- ① 子どもの人権の尊重と子どもの個人差への配慮
- ② 体罰等、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止
- ③ 保護者との対応・信頼関係の構築
- ④ 個人情報への慎重な取扱いとプライバシーの保護
- ⑤ 放課後児童指導員としての資質の向上
- ⑥ 事業の公共性の維持

○ 放課後児童指導員の活動内容

- ① 子どもの健康管理、出席確認をはじめとした安全の確保、情緒の安定を図ること。
- ② 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。
- ③ 子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこと。
- ④ 基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること。
- ⑤ 活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行うこと。
- ⑥ 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応を図ること。
- ⑦ その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行うこと。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（抄）

（放課後児童健全育成事業の一般原則）

第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もつて当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

（放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件）

第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

（職員）

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもつてこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。（略）

4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であつて、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（虐待等の禁止）

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（秘密保持等）

第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

6 放課後児童指導員の役割と職務

(1) 放課後児童指導員の役割と職務の内容

○放課後児童クラブの事業目的とその機能・役割から、求められる放課後児童指導員の役割を整理すると以下ようになる。

- 一人ひとりの子どもの状況を把握する
- 子どもの生活を、時間・空間の両面からとらえ、子どもの状況を把握しながら組み立てる
- 放課後児童クラブで過ごす上で必要な基本的生活習慣を習得することを援助する
- 遊びや諸活動を通じて、一人ひとりの子どもの生活を支え、発達を促す
- 危険から子どもを守るとともに、子どもが自らを守りお互いを守る力を育てていく
- 保護者との伝え合いを通じて、子どもの育つ家庭での生活を支える
- 地域社会の中で、子どもの生活が円滑に進められるようにする
- 学校や地域、その他関係機関との連携を深める

○職務の内容は、「5（1）放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援の内容」を実現することに努め、次のような活動を実施することが望ましい。

- 子どもの健康管理、安全確保、情緒の安定に係る活動
- 基本的生活習慣の確立に向けた指導
- 遊びや体験を通じ自主性、社会性、創造性を培う活動
- 保護者への連絡、支援、連携
- 放課後児童クラブ以外の子どもや地域住民との交流活動

○また、子どもや保護者に直接関わる職務以外に、放課後児童クラブの運営を円滑に進めるために、以下のような取り組みが必要とされる。

- 会議・打ち合わせ等による指導内容に関する情報の共有
- 子どもの様子及び育成・支援の記録と、職場内における検討
- 学校との連絡・調整
- 地域の関係機関・団体との連絡、調整
- 研修
- 行事や活動の企画と記録
- 事務（記録・たより等の作成、提出物の点検、会計事務等）
- 清掃、衛生管理、安全点検、片付け等

補助員の役割及び職務の考え方・内容の主な論点

- 放課後児童支援員の役割及び職務との違いについてどのように考えるか。
 - * 基準では、保育士や社会福祉士等の資格等を有する者に、さらに都道府県知事が行う研修を課していることとの整合性をどう捉えるか。
- 基準では、支援の単位(おおむね40人以下)ごとに2人以上配置される職員のうち、最低1人は放課後児童支援員でなければならないが、それ以外は補助員に代えることができるとしており、代替職員としての位置づけについてどのように考えるか。
- 職員数が多い放課後児童健全育成事業所と少ない事業所における役割及び職務の違いについてどのように考えるか。

放課後児童支援員と補助員の役割及び職務のイメージ

放課後児童支援員の主な役割及び職務

- ①子どもの出席確認、状況の把握
- ②遊びや諸活動を通じての自主性、社会性及び創造性を培う援助
- ③基本的な生活習慣の確立に向けた援助
- ④子どもの健康管理、安全の確保及び情緒の安定を図るための援助
- ⑤保護者・家庭との日常的な連絡、情報交換及び家庭生活の支援
- ⑥地域の関係機関・団体との連絡、調整
- ⑦放課後児童クラブ以外の子どもや地域住民との交流
- ⑧子どもの状況に関する学校との情報交換、連絡、調整
- ⑨会議・打ち合わせ等による支援内容の検討、情報共有
- ⑩子どもの様子及び育成支援の記録
- ⑪行事や活動の企画と記録
- ⑫清掃、衛生管理、安全点検、片付け等

補助員が担う主な役割及び職務

- ①子どもの出席確認、状況の把握の補助
 - ②遊びや諸活動を通じての自主性、社会性及び創造性を培う援助の補助
 - ③基本的な生活習慣の確立に向けた援助の補助
 - ④子どもの健康管理、安全の確保及び情緒の安定を図るための援助の補助
 - ⑩子どもの様子及び育成支援の記録の補助
 - ⑪行事や活動の企画と記録の補助
 - ⑫清掃、衛生管理、安全点検、片付け等の補助
- この他、放課後児童支援員の指導・助言の下で行う補助業務

⑬補助員への指導・助言